

(2019年6月1日現在)

| | | |
|---------------------|--|---|
| 商 品 名 | ・譲渡性預金 | |
| ご利用いただける方 | ・個人・法人（および任意団体）のお客さま | |
| 期 間 | ・1日以上2年以内（満期日指定方式） ※自動継続はご利用いただけません。 | |
| お 預 け 入 れ | <ul style="list-style-type: none"> 一括してお預け入れいただきます。 | |
| お 預 け 入 れ 方 法 | | |
| お 預 け 入 れ 金 額 | | ・5,000万円以上 |
| お 預 け 入 れ 単 位 | | ・1円単位 |
| 払 い 戻 し 方 法 | ・満期日以後に、お利息とともに払い戻しいたします。 | |
| お 利 息 | <ul style="list-style-type: none"> お預け入れ時にその時点での市場実勢により決定した金利を満期日まで適用いたします。 満期日以後は、お利息は付きません。 | |
| 適 用 金 利 | | |
| 利 払 方 法 | | <ul style="list-style-type: none"> お預け入れ期間2年未満…満期日以後に一括してお支払いいたします。 お預け入れ期間2年…中間利払日（お預け入れ日の1年後の応答日）および満期日以後に分割してお支払いいたします。 <p>※中間利払日に支払うお利息は、お預け入れ日から中間利払日の前日までの日数および中間利払金利（約定金利×100%）により計算いたします。</p> |
| 計 算 方 法 | | ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。（円未満切り捨て） |
| 税 金 | <ul style="list-style-type: none"> 満期日（または中間利払日）現在における預金者の課税区分に応じ決定します。 ◎法人のお客さま…総合課税 ◎個人のお客さま…20.315%の源泉分離課税 （2037年12月31日までにお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税されますので、税率は20.315%となります。） ・マル優（少額貯蓄非課税制度）はご利用いただけません。 | |
| 譲 渡 | <ul style="list-style-type: none"> この預金は、譲渡性預金規定所定の手続きにより、第三者譲渡することも可能です。 ※ただし、元利金の一部を譲渡することはできません。 ※譲渡に関する詳しい事務手続き等については、窓口までお問い合わせください。 | |
| 中途解約時のお取扱い | ・中途解約はできません。 | |
| 福井銀行が契約している指定紛争解決機関 | <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 | |
| その他参考となる事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・適用金利は窓口までお問い合わせください。 ・預金保険制度の対象外商品です。 | |

<福井銀行ホームページ> <https://www.fukuibank.co.jp>